

横浜市行政不服審査会答申
(第150号)

令和7年1月14日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「生活保護費用徴収金決定処分」及び「督促処分」に係る各審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事業の概要

本件は、横浜市戸塚福祉保健センター長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対し、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 77 条の 2 第 1 項に基づき令和 6 年 1 月 26 日付けで徴収額を 768,657 円として生活保護費用徴収金決定処分（戸生支第▲号。以下「本件徴収金決定処分」という。）をしたもの、納期限を過ぎても徴収金の納付が確認できなかつたため、督促処分（令和 6 年 3 月 15 日戸生支第▲号。以下「本件督促処分」という。）を行つたところ、審査請求人がこれらの処分の取消しを求める事業である。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の年金受給権については、生活保護受給開始時点で、横浜市神奈川福祉保健センター（以下単に「神奈川福祉保健センター」という。）が十分な調査をしなかつたために受給資格があることが判明しなかつたものであり、このような誤認定により支弁された生活保護費について本件徴収金決定処分をしたこと及び本件督促処分をしたことはいずれも違法又は不当であつて、これらの処分は取り消されるべきである。

4 処分庁の主張の要旨

- (1) 処分庁は、審査請求人の保護受給開始時点で年金受給資格について法第 29 条第 1 項に基づく調査を実施した結果、基礎年金番号は確認できなかつたとの回答を日本年金機構から得たため、年金受給資格がないものと判断し、令和 4 年 7 月 1 日付けで保護の開始決定（以下「本件開始決定」という。）を行つた。
- (2) 審査請求人は、令和 5 年 2 月に、平成 29 年 9 月分からの老齢基礎年金及び老齢厚生年金 1,977,630 円を遡及受給しており、神奈川保健福祉センター長は、神奈川区における生活保護受給開始日である令和 3 年 11 月 4 日から生活保護受給終了日である令和 4 年 6 月 30 日までの間に支給した生活保

護費 1,208,973 円について法第 63 条に基づく返還金決定処分をした。

そこで、処分庁は、令和 4 年 7 月 1 日から令和 5 年 1 月 31 日までの間に支弁した保護費 885,910 円について、本来審査請求人の国民年金等で賄われるべきであったことから、残余の 768,657 円について令和 6 年 1 月 26 日付けで法第 63 条に基づく返還金決定処分（以下「本件返還金決定処分」という。）をし、併せて法第 77 条の 2 第 1 項に基づき本件徴収金決定処分をした。

- (3) この徴収金について、審査請求人が納期限を過ぎても納付をしなかったことから、処分庁は、審査請求人に対し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 3 第 1 項及び横浜市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例（昭和 31 年 6 月横浜市条例第 14 号。）第 2 条に基づき、本件督促処分を行った。
- (4) 以上により、本件各処分には、違法又は不当な点はない。

5 審査庁の裁決についての判断

本件各審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 法令等の規定

ア 法第 4 条第 1 項は、次のとおり規定する。

「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」

イ 法第 4 条第 3 項は、次のとおり規定する。

「前 2 項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。」

ウ 法第 19 条第 1 項は、次のとおり規定する。

「都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村

長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

- 一 その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者
- 二 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの」
- エ 法第 19 条第 4 項は、次のとおり規定する。
 - 「前 3 項の規定により保護を行うべき者（以下「保護の実施機関」という。）は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。」
- オ 法第 24 条第 1 項第 4 号は、次のとおり規定する。
 - 「保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。」
 - 四 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）
- カ 法第 63 条は、次のとおり規定する。
 - 「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」
- キ 法第 64 条は、次のとおり規定する。
 - 「第 19 条第 4 項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分並びに第 55 条の 4 第 2 項（第 55 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。第 66 条第 1 項において同じ。）の規定により市町村長が就労自立給付金又は進学準備給付金の支給に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。」
- ク 法第 77 条の 2 第 1 項は、次のとおり規定する。

「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、第 63 条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。」

また、同条第 2 項は、次のとおり規定する。

「前項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。」

ケ 生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号。以下「規則」という。）第 22 条の 3 は、次のとおり規定する。

「法第 77 条の 2 第 1 項の徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときは、保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなったときとする。」

コ 横浜市福祉保健センター長委任規則（平成 13 年 12 月横浜市規則第 111 号）第 1 項第 16 号及び第 20 号は、次のとおり規定する。

「生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 19 条第 4 項及び第 55 条の 4 第 2 項（同法第 55 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。）、…の規定により、次に掲げる事務は、福祉保健センター長に委任する。

1 生活保護法に関する事務

（16） 法第 63 条の規定による費用の返還に関する事務。

（20） 法第 77 条から第 78 条の 2 までの規定による費用等の徴収に関する事務。」

サ 「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成 18 年 3 月 30 日社援保発第 0330001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「適正運営通知」という。）IV-3 は、「法第 63 条の返還金に係る債権については、法第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき強制徴収公債権として徴収する方法と、これまでどおり非強制徴収公債権として徴収する方法のいずれかを検討することになる」とし、規則第 22 条の 3 の保護の「実施機関の責めに帰すべき事由は、具体的には、被保護者から適時に収入申告書等が提出されていたにもかかわらずこれを保護費の算定に適時に反映できなかった場合、保護の実施機関が実施要領等に定められた調査を

適切に行わなかったことにより保護の程度の決定を誤った場合等」とする。

シ 「「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」の一部改正について（通知）（平成 30 年 9 月 28 日社援発 0928 第 2 号）」の一部改正について（平成 30 年 10 月 10 日社援保発 1010 第 1 号・厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「取扱通知」という。）「2 法第 77 条の 2 に基づく費用徴収決定について」は、「法第 77 条の 2 第 1 項及び生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 22 条の 3 により、「保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなったとき」は、法第 63 条の費用返還額を法第 77 条の 2 第 1 項の徴収金として徴収することができず、具体的には、被保護者から適時に収入申告書等が提出されていたにもかかわらずこれを保護費の算定に適時に反映できなかった場合、保護の実施機関が実施要領等に定められた調査を適切に行わなかったことにより保護の程度の決定を誤った場合等が該当する。」とする。

ス 国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 37 条第 1 項柱書は、次のとおり規定する。

「納税者がその国税を第 35 条（申告納税方式による国税の納付）又は前条第 2 項の納期限（予定納税に係る所得税については、所得税法第 104 条第 1 項、第 107 条第 1 項又は第 115 条（予定納税額の納付）（これらの規定を同法第 166 条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の納期限とし、延滞税及び利子税については、その計算の基礎となる国税のこれらの納期限とする。以下「納期限」という。）までに完納しない場合には、税務署長は、その国税が次に掲げる国税である場合を除き、その納税者に対し、督促状によりその納付を督促しなければならない。」

また、同条第 2 項は次のとおり規定する。

「前項の督促状は、国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、その国税の納期限から 50 日以内に発するものとする。」

（2）争いがない事実及び証拠により容易に認められる事実

ア 令和 3 年 12 月に神奈川区から戸塚区に転居した審査請求人は、令和 4 年 6 月 6 日、処分庁に対し、生活保護の申請をした。審査請求人について

は上記転居前から神奈川福祉保健センター長が管轄する区域内で生活保護が実施されていたことから、処分庁は、神奈川福祉保健センターから生活保護の実施機関の移管の連絡を受けて、令和4年7月1日付けで本件開始決定をした。

イ 処分庁は、日本年金機構及び企業年金連合会に対し、令和4年6月8日付けで法第29条に基づく年金の調査を実施し、同月20日、企業年金連合会から「審査請求人が平成20年2月から年金基金を受給しており、直近では令和4年4月に46,444円を受給している」との回答を受け、同年7月12日、日本年金機構から「調査対象者の氏名・生年月日・性別・住所により調査を行いましたが、該当する基礎年金番号は確認できませんでした」との回答を得た。

ウ 上記イの調査により、審査請求人が脱退手当金を請求することができる可能性があることを確認した処分庁は、令和4年8月25日、審査請求人に対して事情を説明し、詳細な年金加入歴調査のための委任状等の提出を求めた。

エ 上記ウの処分庁の求めに対し、自ら調査手続を行う旨を回答した審査請求人は、令和4年11月16日、処分庁に対し、老齢年金の支給を受けられるとの報告を行い、令和5年2月、平成29年9月分からの老齢基礎年金及び老齢厚生年金1,977,630円を遡及受給した。

オ 令和5年6月15日、神奈川福祉保健センター長は、審査請求人に対し、神奈川福祉保健センターにおいて審査請求人に支弁した保護費である1,208,973円について法第63条に基づく返還金決定処分を行った。

カ 処分庁は、審査請求人に対し、令和4年7月1日から令和5年1月31日までの間に保護費885,910円を支弁していたことから、上記エの遡及受給金額から上記オの返還金額を差し引いた768,657円について、令和6年1月26日付けで法第63条に基づく本件返還金決定処分をし、併せて法第77条の2第1項に基づき本件徴収金決定処分をした。

キ 上記カの徴収金が納期限までに納付されなかつたため、処分庁は審査請求人に対して、令和6年3月15日付けで本件督促処分を行った。

(3) 本件徴収金決定処分の違法性又は不当性

ア 法第77条の2に基づく処分に係る審査請求の判断枠組みについて
法第63条に基づく生活保護費用返還金決定処分（以下「返還金決定処

分」という。)は、保護の実施機関が、被保護者の状況を踏まえて、保護費の返還の要否及びその範囲について判断するものであり、法第77条の2第1項に基づく生活保護費用徴収金決定処分(以下「徴収金決定処分」という。)は、法第63条決定により発生した返還金という公債権について、公債権の管理者が、公債権の適正な管理という観点から、強制徴収公債権とすることについて判断するものであり、これらはそれぞれ別個の処分と解される。そして、返還金決定処分に対しては、保護の決定又は実施に関する事務に関する処分として、法第64条の規定により、都道府県知事に対する審査請求をすることができ(審査請求前置の定めがある。)、徴収金決定処分に対しては、法第64条の規定の適用はなく、行政不服審査法の原則に従って審査請求をすることができる(審査請求前置の定めはない。)。このように、返還金決定処分と徴収金決定処分とは、それぞれ保護費の返還に向けた一連の手続とみることができるものであるとしても、返還金決定処分は、被保護者の状況を踏まえ、実施機関において返還の要否や範囲を判断するものであって、徴収金決定処分は、公債権の管理の観点から、公債権の管理者において強制徴収公債権とすることについて判断するものであり、これらの趣旨、目的が共通するものとは解し難い。また、これらの処分については、それぞれ不服申立ての方法が定められていて、返還金決定処分に対する不服申立てにおいて、同処分における返還金の額について争うことが可能である以上、徴収金決定処分においては、返還金決定処分における返還金の額の相当性等、法第63条の要件を検討することは予定されていないというべきである(横浜地方裁判所令和6年7月31日判決)。

したがって、徴収金決定処分である本件徴収金決定処分の違法性についての争点は、法第77条の2第1項括弧書き該当性、すなわち、本件において規則第22条の3該当性が認められるか否かとなる。以下、これについて判断する。

イ 法第77条の2第1項括弧書き及び規則第22条の3の趣旨

法第77条の2第1項括弧書きの「徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。」について、規則第22条の3は、保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力

を有することとなったときをいう旨を定めており、これは文理上、保護金品を交付すべき時点において、保護の実施機関の責めに帰すべき事由がある場合をいうものと解される。なお、取扱通知においても、保護金品の交付前の時点での行為が例示されているところ、これは規則第 22 条の 3 の解釈として合理的なものといえる（横浜地方裁判所令和 6 年 7 月 31 日判決）。

したがって、規則第 22 条の 3 の定める要件該当性の判断に際しては、保護金品の交付について「保護の実施機関の責めに帰すべき事由によつて、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたこと」（以下「保護実施機関の帰責事由」という。）が認められるか否かをもつて判断すべきである。

ウ 本件徴収金決定処分について

（ア） 処分庁は、保護の決定にあたり、企業年金連合会及び日本年金機構に対する法第 29 条の調査を実施し、企業年金連合会から、審査請求人が平成 20 年 2 月から年金基金を受給しており、直近では令和 4 年 4 月に 1 年間分の年金として 46,444 円を受給しているとの回答を受けたが、日本年金機構からは、審査請求人の基礎年金番号が見つからなかつたとの回答を受けた。これにより処分庁は、毎月の保護費の決定に当たり年金基金受給額を 1 か月あたりの収入に引き直した 3,870 円を収入充当した上で審査請求人の保護費を決定している。また、その後、処分庁による調査をきっかけに、審査請求人が自ら手続を行い、老齢基礎年金及び老齢厚生年金を遡及受給することができたのは、令和 5 年 2 月である。

そうすると、処分庁は、本件徴収金決定処分で徴収の対象となっている令和 4 年 7 月 1 日から令和 5 年 1 月 31 日までの保護費の支給時点において、最低生活を維持することが困難な審査請求人に対して生活保護費を支給すべき状況にあったのであり、また、処分庁は、保護の実施に当たって必要な調査を行っているといえるから、保護費の支給については、適切な判断がなされている。

したがって、本件において、令和 4 年 7 月 1 日から令和 5 年 1 月 31 日までの保護費を支給した処分庁の判断に適正運営通知 IV-3 及び取扱通知 2 に定めるような保護実施機関の帰責事由があったとは認めら

れない。

(イ) なお、審査請求人は、審査請求人の年金受給権に関する神奈川福祉保健センターの調査不足及び誤認定があった旨主張するが、当該主張が、費用返還義務の有無及び返還金額について争う趣旨であるとすれば、上記アのとおり徴収金決定処分に係る審査請求において判断の対象とならない。

また、当該主張が、本件開始決定そのものが違法無効であり、それに基づく保護金品の交付について処分庁に保護実施機関の帰責事由があるとの趣旨であるとした場合でも、そもそも生活保護の申請に当たつては、申請者が資産及び収入の状況を申告しなければならないものである上(法第24条第1項第4号)、神奈川福祉保健センター長が行った調査は、戸塚福祉保健センター長である処分庁が行った本件徴収決定処分の違法又は不当に影響を及ぼすものではないことから、本件開始決定が無効なものであるとも、かかる決定に基づき処分庁が保護金品を交付したことについて、処分庁に保護実施機関の帰責事由があるともいえない。

(4) 本件督促処分の違法性又は不当性

ア 法第77条の2第1項に基づく徴収金については、同条第2項の規定に基づき準用される国税通則法第37条第1項に基づき「納税者がその国税を…納期限…までに完納しない場合には、…督促状によりその納付を督促しなければならない。」とされている。なお、処分庁は、本件督促処分を地方自治法第231条の3第1項に基づく処分と弁明書に記載しているが、本件督促処分は法第77条の2の規定により例によることとされた国税通則法第37条第1項に基づく督促処分であるから、同項に基づく督促処分について主張しているものと解し、以下判断する。

イ 処分庁は、令和6年1月26日、納期限を同年2月29日とする本件徴収金決定処分を行ったが、審査請求人が本件徴収金決定処分に係る徴収金を納期限まで納付しなかった。そのため、処分庁は、同年3月15日付けて本件督促処分を行ったものと認められる。

また、督促状に記載された指定期限は、督促状発布の日から16日後となっており、この点については国税通則法第37条第2項の規定に沿っており、何ら問題はない。

したがって、処分庁が、審査請求人に対し、本件督促処分を行ったことについて違法又は不当な点はない。

(5) 結語

その他本件に現れた事情を総合しても、本件徴収金決定処分及び本件督促処分を違法又は不当として取り消すべき事情は見当たらないから、処分庁が審査請求人に対して行った本件徴収金決定処分及び本件督促処分は、いずれも適法かつ妥当なものである。

(6) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

« 参考 1 »

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和6年5月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・審理手続の併合 ・審査請求書（副本）の送付及び弁明書等の提出依頼
令和6年6月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・弁明書の提出期限再設定
令和6年6月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・弁明書等の受理
令和6年6月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和6年7月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・反論書の受理
令和6年7月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・反論書（副本）の送付
令和6年7月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・反論書（副本）訂正部分の送付
令和6年10月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・物件の提出依頼
令和6年10月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・物件の受理
令和6年10月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・物件の提出通知
令和6年11月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・審理手続の終結
令和6年12月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・審理員意見書の提出

« 参考 2 »

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和6年12月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・調査審議手続の併合 ・調査審議
令和7年1月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・調査審議